

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第42号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第42号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

3番林 健児です。

総務教育常任委員会は、12月14日午前10時より開会しました。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第42号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

報告すべき質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時01分 休憩

午前10時03分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~  
○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第43号大治町総合福祉センター希望の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第43号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

おはようございます。6番後藤田麻美子です。

福祉建設常任委員会は、12月15日午前10時より開会しました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第43号大治町総合福祉センター希望の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

さつきの家で生活介護に関する事業を行うという提案を受けての内容だが、どこに必要性を認めたのかとの問いに対しまして、現在は生活就労支援B型で実施しているが、以前から就労継続の最低賃金の確保が難しくなってきた。現在利用している家族にアンケートをとり、約半数から生活介護を実施してほしいとの要望があったので今回の提案となったとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。  
これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
初めに、原案に反対の方の発言を許します。  
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。  
これから議案第43号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第44号大治町母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第44号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第44号大治町母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上です。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。  
これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第45号平成29年度大治町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案第45号について、総務教育常任委員会から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第45号平成29年度大治町一般会計補正予算（第5号）。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

報告すべき質疑はありませんでした。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時09分 休憩

午前10時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番林 健児君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

済みません、賛成4、反対1で可決すべきものと決定いたしました。

報告すべき質疑はありませんでした。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第45号平成29年度大治町一般会計補正予算（第5号）については、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

農林水産業費の工事請負費の場所と内容はどの問いに対して、修繕予定の場所は三本木用水路の修繕工事、長牧ほかの畦畔の修繕、長牧前田地区のゲートの改良工事、長牧地区にある戸ぶた設置工事、西條のゲート修繕工事2件であるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

今補正予算の中にシステム改修等業務委託料として、マイナンバー制度に関するものが含まれております。これは委員会の中でも国の施策、国の税金でやるものでございますが無駄遣いであるという指摘をさせていただきました。そうしましたらまた違う補正予算が出ておりますが、町の方が無駄遣いをするところだったということまで露見をいたしました。それは次の補正予算の質疑の中で明らかにしたいと思いますが、このように国の税金だということが無駄遣いが行われていると。今回は業者さんの好意により見つけましたがそういうマイナンバー制度自体無駄遣いの典型であると思います。また、マイナンバー制度、今回提案されておりますが本当にずっと使っていくものなのか、そこら辺も疑義があるところがございます。以上をもって反対とさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（折橋盛男君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番折橋盛男君。

○5番（折橋盛男君）

5番折橋盛男です。平成29年度大治町一般会計補正予算について、賛成の立場で討論を行います。

今回の補正予算の中にマイナンバー制度のシステム整備費が入っているために反対であるということではありますが、このマイナンバー制度は国の重要な制度であり、システム改修にかかる費用は国からの補助金で賄われております。今回、一部修正されておりますがこの修正は適正に行われております。今回の補正予算の中には保育所運営費や福祉にかかわる費用など重要な項目が入っております。中身は適正に計上されておりますので、私はこの補正予算に賛成をいたします。皆様の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第45号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第46号平成29年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を

議題といたします。

議案第46号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第46号平成29年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

これからインフルエンザの流行となるが、この予算で十分対応できる状況になっているのかとの問いに対しまして、冬場においてインフルエンザ、ノロウイルスの発生等3月年度末までの分として今回増額の提案であるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第46号は可決されました。

日程第6、議案第47号平成29年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第47号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第47号平成29年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

高額医療合算介護サービス等費83万6000円を補正している内容はとの問いに対して、平成28年度国保連合会から来る対象者のデータ送信でシステムエラーが生じたため、3月分が本年度に入って支給ということになり、その分不足が生じたものであるとの答弁でありました。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第48号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第48号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。



○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第48号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

質疑はありませんでした。以上です。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第50号負担付き寄附の受納についてを議題といたします。

議案第50号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君、どうぞ。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議案第50号負担付き寄附の受納については、全員賛成で可決すべきものと決定いたし

ました。質疑はありませんでした。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第52号大治町道路線の認定についてを議題といたします。

議案第52号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第52号大治町道路線の認定については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

路線番号840は三本木寒宿の地域で下水道事業の第2工区部分ではないか。道路に下水道を配管するような指示を与えてはどうかとの問いに対しまして、認定に当たっているこの箇所については区域外、下水道の区域に接していない。当然、隣接するところに下水道が計画されていれば事前の調整を行うこともあるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第53号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

村上町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第53号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について。

大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成29年12月22日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、特別職の国家公務員に準じ、議会の議員等の期末手当の割合を改定するためでございます。よろしくお願いします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第53号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、議案第53号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。

議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第53号は可決されました。

日程第11、議案第54号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第54号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成29年12月22日提出、大治町長。

この案を提出するのは、人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うためでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

ちょっと2点お聞きいたします。勤勉手当の件で改正後は6月に支給するのと12月に支給するものと分けております。これどのような考えで分けられたのか。もともとの改正前にはないわけでそれが1点。

もう1点は別表ですが、全て見れたわけじゃないんですが改正前と改正後で増額になっていると思われまして。増額になっていないところがあるのか、ちょっとその2点をお聞きしたいと思います。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長大西君、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

まず勤勉手当の件でございます。こちらの改正につきましては2条建てで改正をさせていただいておりまして、今回公布日施行でお願いする分につきましては今年度の勤勉手当の支給に関するものでございます。0.1カ月分の増額ということにしておりますので今年度はもう6月は支給してございます。今12月に改定をいたしまして1年分の差額支給をするという形になります。来年度は6月と12月ということで支払い期が2期ございますので、この0.1カ月分の増の分をそれぞれ0.05ずつ上げて振り分けているという解釈のものでございます。

別表は、給料につきましては初任給及び若年層につきまして1,000円程度の増額でございます。それ以外は400円増の改定ということになっております。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第54号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、議案第54号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。

議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第54号は可決されました。

日程第12、議案第55号平成29年度大治町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第55号平成29年度大治町一般会計補正予算。

平成29年度大治町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ520万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億612万6000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年12月22日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、人事院勧告に基づく給与の改定により人件費を増額し、総務費においてシステム改修等業務委託料について業務内容の詳細が確定し、年金システムの改修の必要がなくなったことにより64万8000円減額するものでございます。

なお、財源については財政調整基金繰入金を充てるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

今、町長の説明で年金システムに関して、改修がなかったということでございます。まず、マイナンバーで厚生労働省分で年金情報の関係で補正予算として233万2800円と議案説明会で聞いているんですが、そのうちの64万8000円ということでどの部分に当たるのかということと、改修の必要がなかったとこれは業者さんがいればわかることではございますが、そこら辺町の発注の仕方というか見積もりの仕方の問題があったのか。どこに問題があったのかと。やはりこういうのは教訓として次に生かしていかなきゃいけないと思うのでそこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○企画課長（水野泰博君）

議長。

○議長（横井良隆君）

企画課長、どうぞ。

○企画課長（水野泰博君）

まず最初のシステム改修の233万2800円のうちの64万8000円、これ国民年金システムの改修ということで間違いございません。

続きまして、今回のシステム改修につきましては7月ですかね、厚生労働省から事務連絡がございまして、その中で年金機構の方のシステム改修が30年3月までに終了すると。それに合わせたように必要であれば年金システムの改修を行うようにというような通知がございまして、年金システムにつきましても他のシステム同様、町の情報を中間サーバーというところへ送るためのデータの標準レイアウトに対応する設定変更や項目の追加のシステム改修等を見込んだものでございます。そのときもちろん業者さんに全てお話しして内容の検討・確認等しておりますが、町のシステム改修の可能性があるということで当初は予定をしておったものでございます。以上です。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

まず業者さんと話をしていたということで、ということはこのシステム改修等業務委託料は随契、随意契約でその業者さん決まっていたと話合ったということなのかということで、今の話ですと業者さんが必要だと言われたと最初。専門家はやっぱり業者さんだもんでそう言われればそのとおりのかもしれないんですが、そこら辺業者さんが間違えたのか、それともシステムに関して職員で詳しい方がいるわけではないのでそこら辺の体制の問題なのか。マイナンバー制度というよりもこれはお聞きするとシステム設計の問題かなと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○企画課長（水野泰博君）

議長。

○議長（横井良隆君）

企画課長水野泰博君。

○企画課長（水野泰博君）

今のお話ですが、業者さんが悪いのか、うちが悪いのかという話ではなくて、先ほど申しました7月に厚生労働省からありました通知によりまして動いているところでございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

当然、厚生労働省の事務連絡で動くんですが、改修が必要か必要じゃないか、これは今の話だと年金システムというか年金について詳しくわかっていないと必要か必要じゃないのかわからないのか。こういう電算システムについて詳しく知らないかわからないのか。どちらなのか。なぜかという、そういう専門業務についてわからなかったらもっと研修してもらわなきゃいけないし、電算システムについてわからないんだったらそういうわかる職員の採用も必要じゃないかなというふうに改善点が明らかになるんですよ。どこが問題なのかと。そこら辺やっぱり言ってもらわないと。ミスはミスでいいんですよ。次に生かさなきゃいけないもんで、きちっと答弁をお願いします。



○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長糸野和彦君、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

まず、今回のこの年金機構のシステム改修に至りまして、まず厚生労働省から先ほど企画課長が説明しました文書が配信されます。それによってこの業務をどのように進めるかについては当然電算会社、我々担当者が十分話し合って進めるべきものだと思っております。その段階で年金機構そのものからの情報連携、もしくは大治町からの情報連携が必要なものなのか、これを判断しなくてはならない時期がやってまいりました。この時期について時期を逸したということでございまして、どちらかのミスということではございません。この事業に対する詳細な決定の時期がおくれたことについては大変申しわけなかったと思っておりますが、このシステムそのものについては改定についてミスはなかったと解釈しております。

また、先ほどのご質問では答弁漏れがございます。当然、電算会社につきましては随意契約の決定ということで契約してございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第55号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第55号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、議案第55号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決いたします。

議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第55号は可決されました。

日程第13、議案第56号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第56号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成29年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5247万4000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年12月22日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、人事院勧告に基づく給与の改定により人件費を増額し、この財源に一般会計繰入金を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[[「なし」の声あり]]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第56号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

[[「異議なし」の声あり]]

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、議案第56号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

初めに、議案第56号の原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。

議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第56号は可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時48分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、発議第10号「座間事件」を受け、自殺対策施策のより一層の充実を国に求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

発議第10号「座間事件」を受け、自殺対策施策のより一層の充実を国に求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成29年12月6日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

この意見書を提出するに至った経緯でございますが、座間事件、新聞報道などで「座間事件」ということで非常に世間の注目を集めており、また政府も緊急に閣僚会議を開くなどインターネット上での対策を進めておりますが、インターネット上の対策のみな

らず根本的な対策が必要であるということで、1、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させるために、先進諸国において現在取り組まれている対策の検討を行い、その成果を自殺対策の発展に生かすこと。2、自殺者の背景は多様であり、マクロ統計的な分析だけでなく個別事例の詳細な分析を行うこと。3、自殺の原因は多種多様であり、関係する政府諸機関において個別に自殺対策を行うとともに、諸機関の連携をしっかりととること。4、自殺が切迫している方の支援に欠くことのできない精神保健医療の充実のため、医療機関に精神保健福祉士の配置を促進させること。5、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアの対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第10号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。ただいま議題となっております、発議第10号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

最初に、発議第10号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第10号を採決いたします。

発議第10号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 2名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第10号は否決されました。

日程第15、発議第11号北朝鮮の軍事挑発に断固抗議する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

発議第11号北朝鮮の軍事挑発に断固抗議する意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成29年12月6日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

12月6日に提出させていただいた後もまた北朝鮮の軍事挑発がございました。

1、北朝鮮に対してこれ以上の軍事的な挑発を行わないことを強く求めること。2、国際社会及び関係国に対して経済制裁の厳格な実施及び強化と対話による解決の道を粘り強く追及することを求めること。3、特に米国に対して直ちに北朝鮮と対話するよう強く求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、発議第11号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、発議第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

最初に、発議第11号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第11号を採決いたします。

発議第11号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 2名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第11号は否決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで平成29年12月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時55分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員